

報告第 1 号

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し方針について【報告】

目 次

1. 本市の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し方針…………… P. 1
2. 今後の予定…………… P. 2

## 1. 本市の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分見直し方針

これまでの指定経緯を尊重し、現在指定されている市街化区域内の未利用地を適切かつ有効に利用を図ることで、都市基盤施設の維持管理コストの増大を防ぎ、今後の人口減少・超高齢社会に備えた、持続可能な集約型都市を目指す。

よって、今回の見直しにおいては、新たな市街化区域への編入は行わず、現在の市街化区域内の未利用地を有効活用することを都市政策上の優先課題とする。

また、市街化調整区域への編入については、土砂災害や浸水等による災害の発生する恐れが高く都市活動に適さない区域で、かつ、原則土地所有者等の合意を得た一団のまとまりのある整形な区域を前提とし、周辺の市街化区域における計画的な市街地整備の実施に支障がない範囲において見直しの検討を行った結果、今回の見直しにおいては、市街化調整区域への編入は行わないこととする。

参考：本市における区域区分の指定状況

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	備考
10,025ha	5,219ha	4,806ha	今回の見直しにおいては、変更は行わない。

## 2. 今後の予定

